

第7期 雲南市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 令和3年10月19日(火) 13:30~14:37

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員(15名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員(4名)

4番 堀江 広孝	6番 高橋美佐子	11番 川角 茂	15番 小田川 清
----------	----------	----------	-----------

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	主幹 土江 慶彦
主事 新田 悠葉			

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第111号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第112号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第113号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第114号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第115号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第116号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立の上、姿勢を正してください。一同ご礼。ご着席ください。それでは、第16回総会の議長を会長へお願いし、進行の程を併せてお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第16回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番奥田武委員、14番渡部晴夫委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（常設審議委員会案件）について ・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る事業内容変更届出書の受理について ・ 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、議第111号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページ、議第111号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。8ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。地目は議案書のとおりで面積は3,157㎡、権利の種別は災害潰廃で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は7月12日の豪雨災害により当該申請地に甚大な被害が発生し農地に復旧することができないためということ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>です。令和3年10月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、自然災害を受けた農地で農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
5 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
5 番	<p>5番です。この非農地証明の申請地ですが、4ページの写真をご覧ください。この場所は営農型太陽光発電となっており、7月12日の豪雨災害により、パネル下の農地が災害を受けたため、今回、非農地証明申請が出されたところです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議第111号について説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>この申請については、運営委員会の折にも聞いたところですが、今度、対象地は農地から外れることになるのだけれども、跡地の片づけは借受人がきちんとされますか。</p>
事務局	<p>運営委員会の時に説明した内容と異なりますが、申請人に改めて確認しておりますので、説明します。委員会の際は太陽光パネルによる発電を借受人が取りやめると説明しておりましたが、実際には、発電を継続して行うようです。パネルの下は営農されていたため農地復旧をした場合に国は農地復旧と太陽光パネルの全部撤去の費用をみってくれるそうですが、太陽光発電システムの新設の費用負担をしなければなりません。一方、借受人は太陽光パネルに保険をかけていたため、これを使って一部、太陽光発電の機器を購入し発電を継続することが可能となります。費用検討した結果、借受人は太陽光発電を修理して発電を継続することにされました。この結果、太陽光発電機器の廃棄物処理についてはきちんと行われることになり、心配をしなくてもよいということになった次第です。</p>
議 長	<p>はい、わかりました。 他に質疑はありませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第111号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第111号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第112号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第112号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区です。</p> <p>番号1と2番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑1筆の合計2筆で、関係者は1名で面積は合計2,977㎡です。令和3年9月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3番から8番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑3筆の合計6筆で、関係者は1名で合計面積は3,432㎡です。令和3年9月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号9番から25番、〇〇町〇〇地区については、地目は田16筆、畑1筆の合計17筆で、関係者は13名で合計面積は23,444㎡です。令和3年9月7日と令和3年9月29日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号26番から32番、〇〇町〇〇地区については、地目は田4筆、畑3筆の合計7筆で、関係者は4名で合計面積は9,174㎡です。令和3年9月7日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号33番から36番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑3筆の合計4筆で、関係者は1名で合計面積は7,478㎡です。令和3年9月29日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田25筆、畑11筆の合計36筆、関係者は20名で合計面積は46,505㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p> (補足説明なし)</p> <p>議長 それでは、議第112号について説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 討論を終わります。お諮りいたします。議第112号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって、議第112号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p> <p>議長 次に、議第113号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書14ページ、議第113号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は20</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>16番</p> <p>議 長</p>	<p>ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は170㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は昔、農地を交換したが、未申請であった。譲受の申請事由は農地交換後から管理していたが、未申請であることが分かったということです。申請人たちは昭和45年頃に農地を交換しており、譲受人の土地を譲渡人へ譲り渡すための申請は当時に行っていたようです。しかし、譲渡人の農地を譲受人へ譲り渡すための申請がされていなかったことがわかり、今回許可申請をされました。申請はされていませんでしたが、交換後、申請地はずっと譲受人が管理されていたようです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は331㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。申請人たちは元々知り合いで、譲渡人が高齢になり耕作ができなくなったことを理由に、譲受人にもらってくれないかとお願いされたそうです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は362㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。譲渡人は市外に居住しており管理が大変であるため、自宅がすぐ近くにある譲受人が譲り受けることになったそうです。譲受人は、今回の申請地以外にも今月利用権で田を1,100㎡借りたいという申請をされており、今後耕作は譲受人のお父さんが主に行っていかれるとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の13筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は16,605㎡です。権利の種別は無償移転で、譲受人は議案書のとおりです。本案件は、土地の所有者が亡くなったため、遺言書に基づいて相続人以外への特定遺贈を行うための申請です。この場合、譲受人の単独申請となるため、議案書の譲渡人の欄は空白となっています。遺贈者は備考欄に記載しています。申請地は元々譲受人のご家族の方が借りて耕作を行っておられました。譲受人は農業者年金の受給者であるため、今後も耕作は主にご家族の方がされるとのことです。それに伴って今月利用権設定の申請も出ております。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい</p> <p>はい。どうぞ。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
16番	16番です。申請番号4番についてですが、〇〇町の委員さん方が欠席ですので、代わりに説明いたします。この3条については、遺贈者と譲受人が兄弟でございますので、問題ないとのことです。以上でございます。
議 長	他に補足説明はありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第113号について説明が終わりました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第113号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第113号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第114号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書18ページ、議第114号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。19ページをご覧ください。図面は、34ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。地目は議案書のとおりで申請面積は合計70㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は車庫及び駐車場で車庫1棟28.08㎡を建築されます。転用理由は公共事業により既存の車庫が撤去されるため、新たに車庫及び来客用駐車場を整備したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆。地目は議案書のとおりで申請面積は10㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は山中にある墓地を管理しやすいように申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の4筆。地目は議案書のとおりで申請面積は合計164㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は宅地拡張、駐車場、墓地管理地及び進入路、物置で物置1棟19㎡を建築されます。転用理由は家の前庭が狭いため拡張したい。また</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>物置及び駐車場を整備し、墓地の進入路及び管理地も整備したいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から昭和52年頃より農地を無断転用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしく願います。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
2 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
2 番	<p>2番です。申請番号3番について補足説明いたします。申請者に聞き取りを行いました。この申請者は当該用地を今年のところで相続されております。当該用地が農地であるにもかかわらず、駐車場、農機具庫として使用されていたことがわかり、現状に合わせるために転用申請を出されたということでございます。これにつきまして、始末書が提出されておりますので読み上げます。この度の不動産の農地法許可申請にあたりまして、被相続人である申請人の父が住家の前庭に車の進入を可能にするとともに自家用車1台分の駐車場を確保するため、宅地に隣接している畑を盛土等の造成を行って使用していました。また、それ以前にも畑を墓地に行く道がなかったので進入路と墓地管理地として使用し、家の前を通る市道沿いには物置を増築して使用していました。故人が農地法の手続きが必要と知らずに行ったこととはいえ、大変申し訳ございませんでした。以後、農地法を遵守し、このようなことのないようにいたします。改めて、農地転用の許可を申請しますので、何卒寛大な処置に預かり、許可くださいますようお願いいたしますという始末書が出されております。現地を確認しましたが、近隣へ影響を与えるようなところではありません。ご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありますか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第114号について説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第114号農地法第4条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号1番と3番を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第114号農地法第4条の規定による許可申請については、本案件のうち申請番号1番と3番は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第114号農地法第4条の規定による許可申請につい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>て、申請番号2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p> <p>次に、議第115号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書20ページ、議第115号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書21ページをご覧ください。資料は52ページから掲載しております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆。申請面積は合計313㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は進入路及び駐車場で来客用駐車場を整備されます。転用理由は寺への進入路が狭く自動車が通れないので、申請地を借受け進入路及び来客用の駐車場を整備したいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成4年頃より進入路及び来客用の駐車場として利用してしまったとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は91㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は永代供養塔で納骨堂1棟1.25㎡、小納骨堂10棟2.5㎡、観音菩薩石塔1棟7.5㎡を建築されます。転用理由は檀家の要望により申請地に永代供養塔を新設したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は2,764㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は木材置場で収納庫兼物置1棟30㎡を建築されます。転用理由は林業を営んでおり伐採した大量の木材を置く場所がないため、申請地を取得し木材置場にしたいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成31年4月より木材置場として利用してしまったとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆。申請面積は合計18.85㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は申請地を譲り受け墓地及び管理地として利用したいということです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は56㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は車庫1棟39.6㎡を建築されます。転用理由は自家用車の車庫がないため申請地に車庫を新設したいということです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>は申請番号1番と同じです。以上報告します。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
18番	はい
議 長	はい。どうぞ。
18番	<p>18番です。事案の1番について始末書が出ておりますので説明いたします。図面の54ページをご覧ください。始末書です。この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、申請地の土地は畑でありましたが、木戸道が狭く、自動車が進入できる道がなかった為、平成4年頃から寺への参拝、来客者用の進入路及び駐車場として整備し、利用してきました。農地法の許可を得て利用すべきところ認識不足で事後申請となりましたことを深くお詫びいたします。今後は農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。申請人から農業委員会会長へ始末書が出されております。聞き取りをしたところ、申請番号2番では永代供養塔の申請が出されていますが、この申請を行うために周囲を調査したところ転用がされていないことが発覚したということです。平成4年頃の役員さんが、進入路が狭く、駐車場が無いことから道路と駐車場を設けることを決定し、造られたということでもあります。周囲は寺の関係がほとんどであり、山であることもあり、特に周囲へ影響を及ぼすことはないと考えられます。地域の状況からすると寺の前に駐車場があった方が、利用される方には適しているということになります。申請地の2筆については内数表記となっていますが、図面上の実線を境としています。説明は以上でございます。</p>
議 長	他に補足説明はありませんか。
2番	はい。
議 長	はい、どうぞ。
2番	<p>2番です。申請番号3番につきましては始末書が出ております。また、申請人への聞き取りを行いましたので報告します。申請した土地は木材置き場、重機の収納倉庫兼物置として使用していました。転用には農業委員会の許可が必要であることから、この度の申請に至ったということでございます。始末書がございますので読み上げます。申請の土地につきまして農地法の手続きを受けなかったことにつき、誠に申し訳なく、深く反省をしております。事前着工をしました顛末は次のとおりです。弊社は林業を営んでいますが、伐採した木材を置いておく場所がなかったため、申請地に木材をおいていました。又、木材を運搬する際に重機を使用していますが、重機を風雨から守るために収納庫兼物置を設置しました。理由の如何にかかわらずこのような不始末をし、心よりお詫び申し上げます。今後は違法なことがないようにいたしますので、今回申請致します農地法第5条第1項の規定による許可をくださいますようお願い申し上げますということで始末書が出されております。現況は、農道の脇の耕作放棄地であったところを木材置き場として使用されました。隣接地は山林であり、山のてっぺんのような場所となっているため、周辺の農地へ影響を与えるようなことはないと考えます。以上です。審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。無いようですので、それでは、議第115号について説明が終わりましたが、質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 18番	申請番号1番について、筆の内、転用後に畑として残面積があるということですか。 はい。
議 長 事務局	分筆をせずに、そのままということですか。 はい、分筆をされずにそのままということです。議案書の21ページをご覧くださいと思いますが、貸付人と借受人の代表者は同一人物です。分筆はせずに、部分転用で道路の部分と残分は畑としてそのまま使いたいと申請者から聞いております。
議 長	はい、わかりました。 他に質疑はありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第115号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第115号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第116号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書23ページ、議第116号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書24ページをご覧ください。今回は設定件数28件。内訳は〇〇町12件、〇〇町7件、〇〇町7件、〇〇町1件、〇〇町1件で、そのうち〇〇町10件、〇〇町7件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受けは延べで15戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、利用権賃借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。あの時計で、14時30分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。 (休憩)
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願いします。
7番	はい、7番です。〇〇町の案件でございますが、番号1番、2番の案件につきましては再設定でございます。一括方式の12番から18番については新規であります。耕作者は農事組合法人です。従いまして、〇〇町の案件はいずれも妥当だと判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。
議 長 9番	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。 はい、9番です。〇〇町の案件につきましては、32ページからの一括方式のみで、

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>19番から25番までとなっています。19番と20番の新規2件、33ページの21番から23番までの新規3件、34ページの24番と25番の新規2件のいずれも受け手は農事組合法人であり、妥当だと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
2 番	<p>はい、2番です。〇〇町は番号3番から7番までですが、これにつきましては再設定であり、妥当だと思います。8番と9番については、新規であり、新たにこちらへ来られた方が取り組まれるということではありますが、地元からの協力を得て耕作をされると考えております。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
1 3 番	<p>はい、13番です。〇〇町の案件は、番号10番となっております。利用権を設定される方は、今回3条の議案の申請番号3番の方と同一であり、併せて要件を満たすこととなります。妥当と思われるのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
1 6 番	<p>はい、16番です。代理で説明をさせていただきます。新規でございますが、利用権を設定する方と受ける方は親子関係となります。また、受ける方は認定農業者でございます。新規ではございますが問題ないと考えますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第116号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第116号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:37終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____